

議案第66号

鳥取中部ふるさと広域連合の共同処理事務の変更に伴う赤碕斎場の財産を処分する協議について

次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合赤碕斎場の財産を処分する協議をすることについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年8月9日

三朝町長 吉田 秀 光

平成16年8月9日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合の共同処理事務の変更に伴う
赤碕斎場の財産処分に関する協議書

平成16年8月31日をもって東伯町及び赤碕町が廃され、その区域をもって平成16年9月1日に琴浦町が設置されることに伴い、鳥取中部ふるさと広域連合共同処理事務のうち「火葬施設の設置及び管理に関する事務」に加入しないことから、鳥取中部ふるさと広域連合の共同処理事務の変更に伴う赤碕斎場の財産処分を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の13において準用する同法第289条の規定により、次のように定める。

記

鳥取中部ふるさと広域連合の財産のうち、赤碕斎場(敷地を除く。)を赤碕町に無償譲渡する。

なお、赤碕斎場の敷地は、鳥取中部ふるさと広域連合財産の交換、譲与、無償貸し付け等に関する条例(平成10年連合条例第15号)第4条第1号の規定により、新たに設置される琴浦町に無償貸し付けする。